平成２１年（フ）第２３２号
新潟県柏崎市桜木町11番26号　リケン白雲寮、前住所兵庫県宝塚市仁川北２丁目５番１―1003号
破産者　西尾　末廣
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２９４号
富山市西中野本町７番７号
破産者　細井美恵子
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８６号
富山市婦中町新町1268番地15
破産者　野上　綾太
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７２号
長野県茅野市米沢41番地　サンサイド14―201号、開始決定時の住所長野県茅野市ちの1167番地11
破産者　細田　高司
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７３号
長野県茅野市米沢41番地　サンサイド14―201号、開始決定時の住所長野県茅野市ちの1167番地11
破産者　細田はるみ
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第３０８号
愛知県豊田市配津町矢通38番地１　サープラスワン加藤102号
破産者　長谷川アンジェラこと　ハセガワ　アンジェラマリア　ペレイラド　ナシメント
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
長野県伊那市御園550―１、破産手続開始決定時の住所滋賀県犬上郡多賀町大字久徳396番地
破産者　中居　義孝
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１５号
滋賀県蒲生郡日野町山本字堀切788―25　メゾン華１―201、住民票上の住所滋賀県東近江市石塔町765番地
破産者　澤田　忠詔
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第８７号
兵庫県南あわじ市倭文庄田1169番地、前住所兵庫県南あわじ市倭文庄田205番地１
破産者　榮　　幸子
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１９７号
広島県東広島市西条御条町４番45―808号
破産者　三ノ京　司
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９５号
愛媛県松山市土居田町793番地　聖和ハイツ617号、開始決定時の住所愛媛県伊予郡松前町大字北黒田250番地６
破産者　白石五十鈴
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６１０号
愛媛県松山市新浜町14番７号　港山マンション207号
破産者　福森　勝治
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６９７号
熊本市水前寺３丁目16番23―506号
破産者　岩根　嘉実
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３３号
鹿児島県姶良市西餅田3786番地49
破産者　野田　良三
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１７３号
鹿児島県姶良市加治木町仮屋町７番地
破産者　福島八十一
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第２０３号
鹿児島県姶良市西餅田1977番地５
破産者　藥丸　幸博
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲2760番地３グリーンハイツ嬉野105号室
破産者　宮崎　忠男
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１９８号
佐賀県杵島郡江北町惣領分1676―２　フィールリバーヒルズⅢ107、住民票上の住所福岡市東区貝塚団地８番307号
破産者　手塚　利永
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７６号
千葉県山武郡大網白里町北今泉1164番地２
破産者　加藤　勝治
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係